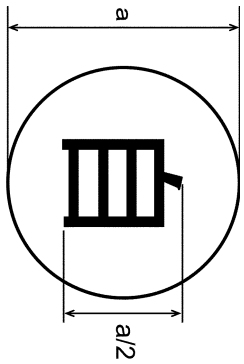
第三号様式（特別な表示）（第六条関係）



a＝4以上
（単位：ミリメートル）

第四号様式（指定特定共通構造部製作等廃止届）（第八条関係）

指定特定共通構造部製作等廃止届

国土交通大臣　殿

年　月　日

指定特定共通構造部の名称及び型式

指定番号

届出者の氏名又は名称及び印並びに住所

製作等廃止事由

製作等廃止年月日

備考

（日本工業規格A列4番）

備考　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

告示

○文部科学省告示第二十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣　馳　浩

名称	所在地	地域
旧歌棄佐藤家漁場	北海道寿都郡寿都町字歌棄町	別図の通り。 備考　別図は省略し北海道教育委員会及び寿都町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
舘山城跡	山形県米沢市	別図の通り。 備考　別図は省略し山形県教育委員会及び米沢市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
荻外荘（近衛文麿旧宅）	東京都杉並区荻窪二丁目	七四三番四、七四三番三一
江戸城石垣石丁場跡	神奈川県小田原市早川字梅ケ窪	一三八四番一、一三八四番四三、一三八四番四四、一三八四番六五、一三八四番七八、一三八四番八五、一三八四番八六、一三八四番八七、一三八四番九八、一三八四番一〇〇、一三八四番一〇二、一三八四番一〇三、一三八四番一〇四、一三八四番一〇五、一三八四番一〇七、一三八四番一〇八、一三八四番一一〇、一三八四番一一一、一三八四番一一二、一三八四番一一三、一三八四番一一四、一三八四番一一六、一三八四番一一七、一三八四番一一八、一三八四番一二〇、一三八四番一二一、一三八四番一二四、一三八四番一二五、一三八四番一二六、一三八四番一二八、一三八四番一二九、一三八四番一三〇、一三八四番一三六、一三八四番一三七、一三八四番一三八、一三八四番一三九、一三八四番一五三、一三八四番一六六、一三八四番一六七、一三八四番一七七